

平成29年7月12日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社 大仙

所在地：愛知県豊橋市

許可：国土交通大臣許可（般・特-27、般-29）第6011号

代表者：代表取締役 鈴木 健嗣（スズキ ケンジ）

イノチオアグリ 株式会社

所在地：愛知県豊橋市

許可：国土交通大臣許可（般・特-24）第15995号

代表者：代表取締役 萱生 義幸（カヨウ ヨシユキ）

2. 監督処分の内容

営業停止（建設業法第28条第3項の規定による）

・営業停止の期間

平成29年7月27日から平成29年8月25日までの30日間

・停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

3. 処分を行った理由

（株）大仙及びイノチオアグリ（株）は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年8月8日から平成27年10月5日までの間、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものとして、公正取引委員会から平成29年2月16日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】	建政部	建設産業課長	齋藤 学
		建設産業課長補佐	杉山 兼一
		TEL	052 (953) 8572
		FAX	052 (953) 8606